

# 令和6年度事業報告書

令和6年1月1日より令和6年12月31日まで

公益財団法人山村章奨学財団

(はじめに)

この法人は、学業優秀でありながら経済的な理由により学費の支弁が困難な工学系学部在籍する大学生に向けて奨学金を給付することで、将来社会に貢献し得る有為な人材の育成に寄与することを目的として、令和3年1月18日に一般財団法人として設立、令和3年6月2日に内閣府より公益認定され、公益財団法人として充実した事業活動に取り組んでまいりました。本年度は、法人基盤の確立に力を注ぐとともに、事業活動の推進を図り、目的の達成を目指しました。

(事業)

I 工学系学部在籍する大学生に向けた奨学金の給付

この法人が制定する「山村章育英奨学金制度に関する規程」に基づき、奨学生を採用し、一定額の奨学金を給付いたしました。

奨学生の選考は、この法人に置かれる奨学生選考委員会において行いました。選考委員は以下の5名です（理事1名・部外有識者4名）。

理事

室村 幸子 電気通信大学大学院情報理工学研究科 准教授

部外有識者

今井 宏明 慶應義塾大学理工学部 教授

亀崎 允啓 東京大学大学院工学系研究科 特任教授

佐野 勇司 東洋大学理工学部 教授

山口 栄雄 神奈川大学工学部 教授

## 奨学生選考委員会

開催日：令和6年6月14日

出席委員：室村幸子、今井宏明、亀崎 允啓、佐野 勇司

本年度は以下の大学生 10 名を奨学生として採用し、奨学金の給付を実施しました。

大学名	学部・学科	人数
中央大学	理工学部情報工学科	1名
大阪大学	工学部電子情報工学科	1名
東北大学	工学部電気情報物理工学科	1名
金沢工業大学	工学部機械工学科	1名
金沢工業大学	バイオ・化学部 応用化学科	1名
金沢工業大学	工学部航空システム工学科	1名
明治大学	理工学部情報科学科	1名
横浜国立大学	理工学部 数物・電子情報系学科	1名
崇城大学	工学部ナノサイエンス学科	1名
京都橘大学	工学部情報工学科	1名
計	8大学 10 学科	10名

注)個人名については個人情報保護の観点から記載を省略しております。

### (庶務・管理)

#### 1. 役員に関する事項

理事定数：3名以上6名以内（現在3名）

監事定数：1名（現在1名）

役職	氏名	勤務形態	就任(重任)年月日	現職
理事長	山村 丈	非常勤	令和6年4月19日	株式会社フェローテックホールディングス 代表取締役副社長
理事	中塚 勝人	非常勤	令和5年4月24日	東北大学 名誉教授
理事	室村 幸子	非常勤	令和5年4月24日	電気通信大学大学院情報理工学研究科 准教授
監事	糸井 拓也	非常勤	令和5年4月24日	公認会計士

## 2. 評議員に関する事項

評議員定数：3名以上6名以内（現在3名）

役職	氏名	勤務形態	就任(重任)年月日	現職
評議員	名倉 英雄	非常勤	令和3年1月18日	PwCアドバイザリー合同会社 パートナー
評議員	増本 善文	非常勤	令和3年1月18日	スプリング法律事務所 パートナー弁護士
評議員	出口 修宏	非常勤	令和3年1月18日	青梅慶友病院 副院長

## 3. 職員に関する事項

区分	氏名	勤務形態	職務
事務局員	佐藤 昭広	非常勤	公益財団法人山村章奨学財団 事務局長
事務局員	島村 雅子	非常勤	公益財団法人山村章奨学財団 事務局員

## 4. 理事会に関する事項

年月日	主な決議事項等
令和6年2月29日	〔議題〕 1. 令和5年度事業報告及び決算書の承認 2. 評議員会の招集の決定
令和6年4月19日	〔議題〕 1. 代表理事の選定に関する件
令和6年7月1日	〔議題〕 1. 奨学生の決定に係る承認の件
令和6年11月22日	〔報告事項〕 代表理事及び業務執行理事の職務執行状況について 〔議題〕 1. 令和7年度事業計画書及び収支予算書等の承認

	2. 評議員会の招集の決定
--	---------------

## 5. 評議員会に関する事項

年 月 日	主な決議事項等
令和6年3月18日	〔議題〕 1. 令和5年度事業報告及び決算書の承認
令和6年12月10日	〔議題〕 1. 令和7年度事業計画書及び収支予算書等の承認

## 6. 寄附金に関する事項

年 月 日	寄 附 者	区 分	金 額 (円)
令和6年3月29日	山村 章	公1	10,000,000
令和6年3月29日	山村 章	管理	2,000,000
合 計			12,000,000

※公1 工学系学部に在籍する大学生に向けた奨学金の給付

※管理 法人の運営管理のために使用

## 7. 内閣府への申請・定期提出・届出等に関する事項

年 月 日	手 続 名 称
令和6年12月19日	事業計画書等の提出

本事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。